

京都市政史編さん通信

第46号
2013年8月

目次

松中博「新出の慶応年間の岩倉具視関係書簡について」	1
秋元せき「展示紹介『京都市歴史資料館ミニ展示 新島八重と京都』」	8
編さんだより／京わらべ	10

新出の慶応年間の岩倉具視関係書簡について

松中 博

はじめに

二〇一二年度に、京都市歴史資料館は市内在住の大石良明氏より古文書の寄贈を受けた(登録名は「大石(良)家文書」。以下、「大石家文書」とする)。大石家は近世後期に朝廷の地下官人を務め、寄贈された資料の多くは、大石家や親族で同じく地下官人の水口家の位記や日記などであるが、その中に慶応年間の岩倉具視の動向を示す資料も含まれていた。岩倉の側室榎子の名で松尾但馬という人物に宛てた書簡七通である。これは、岩倉の伝記である『岩倉公実記』や日本史籍協会叢書『岩倉具視関係文書』にも収められていない、新出の資料である。

周知のように、岩倉具視は幕末維新期に活躍した公家出身の政治家である。文政八年(一八二五)に堀河家に生まれ、岩倉具慶の養子となった。安政五年(一八五八)に日米修好通商条約の勅許に反対し、八十八人の公家列参に加わった。その後、公武合体を唱えて和宮降嫁を推進したが、尊攘派の激しい反発を招き、文久二年(一八六二)八月に辞官落飾し、洛北の岩倉村に蟄居する。蟄居中、「叢裡鳴虫」「全国合同策」などの政治意見書を草した。慶応三年(一八六七)十二月に、薩摩藩の大久保利通らと王政復古のクーデタを実行し、維新政権の中心人物となる。明治四年(一八七一)に右大臣となり、特命全権大使として米欧十二ヶ国を回覧した。帰国後は征韓論に反対し、明治七年に東京の赤坂喰違で土族に襲われ負傷する。明治十四年の政変では、最終的に大隈重信の追放を決断し伊藤博文に加担した。明治十六年七月に五十九歳で死去する。

こうした経歴を持つ岩倉にとつて、慶応年間は政治の表舞台から後退を余儀なくされつつも、構想を練り直し新たな政治活動を模索していた時期だった。洛中への居住を禁じられ不遇の状態にあった岩倉が、本格的に政治活動を再開していく契機となったのは、諸文献が記すように、松尾但馬と同志の藤井九成が、蟄居中の岩倉を岩倉村に訪ねたことにある。

松尾但馬は文政十一年(一八二八)に松尾大社の神官の家に生まれた。名を相永(すけなが)という。堂上公家の下にあつて朝廷の行事や雑務に従事する非藏人であった。安政五年(一八五八)に八十八人の公家が列参した際に、非藏人の有志五十七人も条約勅許に反対したが、松尾もその一人だった。和宮降嫁に随行し、岩倉と相知る関係となった。松尾の交流関係は広く、その邸宅には諸国から上洛する志士たちが集っていた。岩倉からの誘いに応じて、慶応元年(一八六五)の早春に松尾は藤井とともに岩倉を訪ね、岩倉の政治的な視野の広さを改めて知ることになる。松尾は自邸に出入りする志士たちに対しても岩倉との面会を積極的に勧め、岩倉と志士たちの交流が拡大していったのである。

慶応年間に岩倉が松尾に出した書簡は、『岩倉具視関係文書』第三に収録されたものや、羽倉敬尚氏が紹介したものが既に知られている。本稿では新出資料の全文を翻刻するとともに、こうした既出資料との関係についても検討を加えておきたい。さらに既出分・新出分を合わせて、慶応年間に岩倉から松尾に出された書簡を編年順に再構成し、岩倉と松尾の関係を考えていくための素材を提供したい。

一、「大石家文書」の松尾但馬宛、岩倉榎子書簡の概要

まず、京都市歴史資料館が所蔵する「大石家文書」の松尾但馬宛書簡

の概要を見ていくことにしよう。

書簡は七通あり、一括して綴じられている。包紙類は付属しない。それぞれ右上に朱で「壹」から「七」の漢数字が記されている（以下、書簡①から書簡⑦と表記することにする）。この順番は年代順とは一致しない。一番上の書簡①には、右下よりやや上の箇所に、鉛筆書きで「原本□□」（二字分判読不能）とある。また書簡⑦には、奥に相当する箇所に、朱筆で「封紙」「表」「榎山」と記されている。

これらの書簡の差出人と宛所は、いずれも差出人岩倉榎子、宛所松尾但馬と考えられる。詳しく見ていくと、本文に差出人榎子、宛所松尾とあるのは、書簡①、②、③、⑤である。書簡④は差出人に榎子の名を記すものの、宛所は書かれていない。ただし『岩倉具視関係文書』第三には、④の前日に松尾が岩倉具視に出した書簡が収められており、内容も対応していることから、④は松尾への返事である。書簡⑥、⑦は本文に差出人・宛所のいずれも記載されていない。ただし、⑦には朱筆で「封紙」「表」「榎山」と記されており、内容から松尾宛の書簡と見て差し支えない。差出人・宛所の情報がまったく含まれないのは、⑥のみである。しかし、⑥の本文中には松尾の同志藤井九成の名があるため、松尾に関連する書簡の一つと考えてよいだろう。

岩倉榎子は膳所藩土野口賀代の次女で、岩倉具視の側室となり二男四女をもうけ、岩倉家では「榎山」と呼ばれていた。岩倉が岩倉村に塾居中の元治元年（一八六四）には二人の間に六女の寛子が誕生しており、榎子は生活を共にしながら岩倉を支えていた。

ただし、書簡の内容は榎子の私信と呼べるものではない。岩倉は同志と文通する際に、女性の名を差出人・宛所に使用することがあった。秘密事項の漏洩を警戒したためである。例えば、公家の千種有文・中御門経之と交わした書簡には、「かづ」（千種）、「とみ」（中御門）、「まきやま」（岩倉）などの名を用いている。したがって、新出の書簡七通もこれらと同様に、榎子の名を用いて岩倉具視の意思を松尾但馬に伝えたものである。

これらの書簡の筆跡を見ると、岩倉具視や榎子の自筆とは異なるようである。書簡①に鉛筆書きで「原本□□」とあるため、何らかの目的で作成された写しではないかと考えられる。書簡⑦の朱筆箇所「封紙」「表」

「榎山」も包紙の情報を書き写したものである。朱筆箇所を除く、書簡本文はすべて同一人物の筆跡と見られる。

「大石家文書」には、この他に松尾や岩倉に関連する資料はまったく含まれていない。旧蔵者によると、代々大石家に受け継がれてきた資料以外に、親族が古書店などで購入して収集したものも含まれているという。これらの書簡もそのようにして入手したものかもしれない。いずれにせよ、書簡①から⑦は写しである可能性がある。その場合、何の目的で写しを作成され、どのようにして大石家に伝来したのかという点について現時点では不明である。

二、新出の松尾但馬宛、岩倉榎子書簡の全文翻刻

では、新出の「大石家文書」の松尾但馬宛岩倉榎子書簡七通の全文を翻刻することにした。差出人は榎子となっているが、内容は岩倉具視の意思を伝えたものである。翻刻に際しては、適宜読点や「・」を付し、漢字は常用字体を使用した。松中による注記には（ ）を用いた。

書簡①

（朱筆）「壹」

（朱筆）「八〇」

過日ハ御苦勞存候、即今金談之事漸々出来候間、最早御心配不相頼候、彼是御面働恐怖、扱、城多士金談之所ハ幾重ニも深々御配慮頼入度、将御内話、朝廷御預之事、朝廷修覆之事、山城一国之事、九門警衛之事、其外云々幕中極話ニなか／＼大策次第も有之候事ノ由、如何して御聞取候哉被存候、本との事小子も密々之趣ニ而、昨夕承候事ニ候、形勢大ニ一変と存候、早々以上

六十一

○印之事ハ必々御内分ニ願入候也、

たしま様 人々

内々

まき山

書簡②

（朱筆）「貳」

朝暮秋冷候、弥無事珍重候、先日即答細示、扱くくく忝存候、其後之様子も頓と不分明、華城次第・長一件、何卒一筆宛要眼之所來論、偏二頼存候、

勢揃一紙余り強大、聊不審二候、真実之事二哉、三毛利トカ吉川トカ上坂之事色々申唱候、当月召状二ハ、八月中旬迄二上坂と被申出候とも、尤道路説二候、

一説なかく一定ならぬ事二而、未和戦不弁趣二も承候、

愚家兩人之事心配筋二も無之旨、成程此頃患息へ、六卿、噂二ハ九印息すら先達而国事御用被仰付候事二付、殊之外二子孫其儘可差置筋無之との御評定と承候、且周丸事兒御無人大御困り、是非被召出度との旁と申事二候、足下伝聞も右等之事哉二被察候、先々違候事二候ハ、何卒くく御内示頼存候、前件二而漸々少々安心致候事二候、右早々、如此候也、

七月廿八日

此鳥実二少二候得とも此川添産二付、進入候、早々以上、

松たし様 人々

内々

まき山

書簡③

(朱筆)「二二」

秋冷候、弥堅固令賀候、然ハかね而條々配慮木市一件、昨日飛鳥井より丁寧演説、乍気毒一時之処御六ヶ敷、今度三百金被出候旨被示候、則正二令落手候事、尚木市江早々渡し候義二候、毎々手数配慮全ク高庇と令喜悅、万謝候、尚高寫士之所、能々御伝声可給候、当人よりも何レ不日御礼二罷出候事二存候、

一、仁和寺鷲家何力異謀発露混雜、幕大ニ取締、追々諸家ニも譴責有之候旨頻々、沙汰例之空論と存候得とも、昨今も又々承り候二付、先ニ御聞之事も有之候ハ、内示頼存候、

一、一昨日とか昨日とか長州上坂トカ、夫二付俄二二公江兩役參集二而、御評議不容易旨趣之旨、尤幕吏騎馬二而二公江度々往反との事、是ハ真二見タリト言者アリ、然ルニ昨日愚孫參番、何等之事無之との事二候、武伝も例之通り參仕之由、是も別条無之事哉、承度候、

一、隅州又々帰国、御説之如く真二虚喝斗と存候、国論更ニ一定なく、壮士ハ大異論と申事二候、土も案外之沙汰也、右早々如此候也、

九月十三日

たしま様

人々御中

まき山

尚々木市跡之所ハ冬迄兩度斗二との事二付、尚よろしく頼入候、当月廿日後二ハかね而御咄し申入候、一酌御苦勞被下度存候、今日出京候得とも、明朝ハ帰村、十五日岩倉村祭り也、無抛帰村之事二候、不取敢御頼申入候、高印江之所へも早々よろしく御申入頼候、仍早々、如此候也、

書簡④

(朱筆)「四」

両通令披見候、段々懇情來示、深忝存候、新年瑞祥、万邦一如、乍去御互二当春も寂莫たる事、難(歎)息之事二候、先以、弥堅固超歳珍重存候、然者旧年来一段謹慎事件二付、種々被懸心頭、山中土内話之始終不一方厚意、感銘此事二候、以御陰(蔭)聊安心致候、

乍去、方今時勢万事只天にして、致方も無之、此上兒嶋俊寛たらんとも、所令然衰運と決(抹消)「定■」■居候義、御放念可給候、

一、愚孫之所ハ如何ニも苦心候得とも、今二何等之沙汰も無之、尤上ヨリも内外共、有無一事不被仰出、只々心痛而已之事二候所、法橋周旋次第二而、大ニく安心、扱々忝存候、全芳志不斜、令喜悅候、且此事件本殿ト内々之事、心添忝存候、元ヨリ色々子細も有之候義二而、元より莫言心得二候、

一、法橋帰府二付、伝言之旨承候、俄之発足如何と存候、格別心配筋二ハ無之旨、小子此頃承候二而、江戸在諸役人等品々所存申立、尚又旗本蜂起如何之説も承候、若哉御用筋二而之事二哉と存候、

一、彦印此頃遠方江可參哉二而、暇乞入來二付、一寸兩三日逗留申入、是辺ニ引替、実二僭(潜)居為致居候得とも、長々も六ヶ敷、色々思慮中二候、何レ同人一両日之中、出頭為致候事と存候、

一、長征事件、華城内乱之趣、西国筋之風聞、此外件々細示、深々忝存

候、凡而奇々妙々、如仰ニも当春者色々銘花之咲出候程、待渡候、来示之中、備印ニハ臣実ニ倚頼之心得在之候、右御請迄、如此候也、

正月廿一日

尚々遠方態々来使、実以深情難尽申尽存候、此玉壺ツニ候得とも進入候也、

御返事

まき山

書簡⑤

(朱筆)「五一」

口述

毎々御面働申入候得共、当節頻々種々風聞、かね而御内通も可被下哉ニ付、日々御待申居候得共、何等之沙汰も無之、定而御用繁と存候、然ル所、昨夕承候得者、大坂殊外変事之趣、真偽難分、苦心之事ニ候、御書ニ御差支も候ハ、大坂之事件斗ニ而も御口上ニ而、此者へ御示頼存候事ニ候、早々以上

閏九

尚々昨夕承候より、色々不心成次第在之、今早朝態々御尋申入候事ニ候、何卒々々御示教可給候、以上

いつも事ニも候ハ、有様御申付の様頼入存候、早々以上

松尾たしま様

北岩倉まき山

御文通御さしつかへと申、

書簡⑥

(朱筆)「六一」

何共恐入候御時勢ニ立至り言語も絶し候、併小子事不相替、何も頓とく不承中、田舎百性咄し而已、若々成土閑日も在之、入来も被呉候ハ、千万忝存候、乍去御承知之通、類焼大患困苦比スルニ物なく候、小屋数人之住居、止宿ハ逆も致しかたし、遠路申かね候得とも、九成土江能々御伝之事、頼存候、且家来申願候事申入候も意外ニ候得とも、今度ハ実ニ十方ニ暮為候間、御里方又者伏卿ニ而も御頼、御融通被下、金品等も

精々御早く御取計之事、偏二分而頼存候、果ニハ扱々成ル火災ニ出逢事ニ而候、凡而御憐察之事、呉々も頼存候、以上

八月廿五日

御一筆ニ而も形勢、大事件、御聞之事も候ハ、御申越頼存候也、

書簡⑦

(朱筆)「七一」

弥御無事、珍重存候、度々御往反申入候得とも、一応之御返事も無之、最早御往来不被下事哉、不苦、此所江一筆宛入墨頼存候、

一、大樹上洛と申事ハ決而無之、東海道ヲ伏見下坂ト相成候由、実事哉、一、御所向ニ而ハ頻リニ上洛御待思召ニ候得共、一向頓着無之、長征斗と申事ニ承候、

一、大樹大小各数万引率、堂々タル軍粧ニ而、全く長州征伐者口実ニ而、京師変革政致との事、実事ニ而ハ深々恐入候事、御所向御案し申上候、乍(カ)かの七ヶ国、其外ニも応援、西国四国大小各も候ハ、必天下二分之勢と存候、

一、長州ニも当時加勢可致国柄、内ニハ一ヶ国モ無之相成候由、右ハ全ク近此長州交易致し候ニ付、一同不和ニ相成候由、定而虚々之空談と存候得とも、是も承度候、

一、土州も京師引取ニ相成、一国無異大坂表御固メと申丈之由、是も不審之事ニ存候得とも、尚又承度候、

一、説々紛々、混乱咄し而已、少し筋分り候咄合も候ハ、何卒く御伝御聞頼存候、小子も方角不相分、弥御所向御案申上候、折角是迄相成候御権勢、万々御取失ニ相成哉と、夫而已苦心之事ニ候

呉々も御面働く存候得とも、此所へ一筆丈、内く御示教頼存候、何等之事不叶思召、一筆御返事も不被下事哉と存候事ニ候ハ、致候、如此候也、

閏三日

(朱筆)「表」

(朱筆)「封紙」

(朱筆)「横山」

三、既出の松尾但馬宛、岩倉具視書簡との関係

羽倉敬尚氏は「幽居中の岩倉具視」という論文で、松室家が所蔵する岩倉具視関係の書簡を紹介している。松室家は松尾但馬の親族で、松尾の遺品を受け継いだ。そのため、松室家には松尾宛の岩倉具視書簡の原本が伝来する。岩倉の書簡は、明治以前のものが九通、明治以後のものが五通あり、明治以前と以後の二つに分けて巻子に仕立てられている。羽倉氏は、明治以前の巻子に収められた九通について、全文を翻刻し解説している。ただし適宜読み下しを加えている。巻子に貼られた順に前から、〈消息一〉から〈消息九〉までの番号を付すが、この並びは年代順とは一致しない。なお、明治以後の五通は、私的な内容で、かつ岩倉の自筆ではないとして翻刻していない。

明治以前の九通のうち、〈消息一〉〈消息二〉〈消息四〉〈消息五〉〈消息六〉〈消息七〉の六通は、日本史籍協会叢書『岩倉具視関係文書』第三（一九三〇年）に収録されている。このため、羽倉氏が新たに紹介したのは〈消息三〉〈消息八〉〈消息九〉の三通ということになる。『岩倉具視関係文書』がこの三通を収録しなかった理由は不明である。

既に述べたように、「大石家文書」の書簡は写しの可能性があるが、写しだとすると、当然原本が存在したことになる。現在、松室家がその原本に相当する部分を所蔵しているかどうかは確認できていない。いずれにせよ本来は、原本と松室家所蔵の書簡の双方が、宛所である松尾但馬の手元にまとめて残されていた。その後、松尾の遺品は松室家の所蔵となり、いずれかの時点で、差出人が岩倉具視のもののみがまとめて巻子に仕立てられ、伝えられることになった。

四、慶応年間の松尾但馬宛書簡の年代特定

書簡本文には年代が記されていないため、その内容から年代を特定する作業が必要となる。松室家所蔵の明治以前の九通の書簡と、「大石家文書」の七通の書簡は、いずれも慶応元年から三年にかけてのものである。ここでは、計十六通の書簡を年代順に並べ替え、松尾と岩倉の関係について検討するための素材を提供したい。羽倉氏の論文に掲載されている書簡のうち、『岩倉具視関係文書』第三に収録された書簡には、掲載頁を

付した。

■慶応元年（一八六五）

・五月二日（〈消息七〉）、『岩倉具視関係文書』第三、二六頁）
松尾が岩倉村まで訪ねてきくことに対する感謝を述べる。第二次長州征討の実現可能性と、それに関する朝廷の評議などについて、より詳細な情報を求めている。

・五月二十三日（〈消息二〉）、『岩倉具視関係文書』第三、二八頁）

先日問い合わせた「此節長征と申事全く口実に而、京師変政之暴策在之哉」という情報の真偽について、松尾からの早急な回答を促している。

・閏五月三日（「大石家文書」書簡⑦）

將軍徳川家茂の上洛について「全く長州征伐者口実二而、京師変革政致との事、実事二而ハ深々恐入候事」とし、〈消息二〉と同様、正確な情報を求めている。家茂は閏五月二十五日に大坂城に入っている。

・閏五月九日（「大石家文書」書簡⑤）

大坂の情勢について様々な情報が錯綜しているため、書面ではなく口頭で、正確な情報を使いのもの者に伝えてほしいとしている。

・六月朔日（〈消息五〉）、『岩倉具視関係文書』第三、四八頁）

「毎々乍御面働一書同人江御伝頼存候」とあり、使いのものに対する書面での回答を依頼している。本文が短く具体的な内容は記されていないため、年代を特定できるような材料はない。『岩倉具視関係文書』第三に準拠して慶応元年としておく。

・七月二十八日（「大石家文書」書簡②）

引き続き、大坂の情勢や第二次長州征伐をめぐる動向について情報を求めている。また岩倉の子息の周丸（具定）が宮中に兎として再勤を命じられたことについて、対応に苦慮している様子がうかがえる。

・八月二十五日（「大石家文書」書簡⑥）

藤井九成の岩倉宅来訪を歓迎するものの、住居が狭く宿泊は困難であると藤井へ伝えるよう松尾に依頼している。

・八月二十八日（〈消息八〉）

書簡⑥と同様に藤井九成の来訪を心待ちにしている。「しかし申入れ候通、止宿も致し上げかね候事かねて御申入れ置き給はるべく候」とし、

宿泊できないことを藤井に伝えてもらおうよう重ねて念を押ししている。『岩倉具視関係文書』にはない。

・十月二十三日（消息九）

本文中に「薩も井上帰国後、藤井より更に頓と傍観の旨申越し」とある。「井上」「藤井」とは、薩摩藩の井上石見とその実兄の藤井良節を指す。岩倉は慶応元年の秋に政治意見書「叢裡鳴虫」を起草し、これに対する薩摩藩の小松帯刀と大久保利通の意見を聴きたいとして、井上に幹旋を依頼していた。『岩倉具視関係文書』にはない。

・十一月十八日（消息六）、『岩倉具視関係文書』第三、九六頁）

薩摩藩の関係者からその後連絡がないため、何か情報を得ていないか松尾に問い合わせている。

・十二月二十四日（消息三）

慶応元年の十一月頃、和宮降嫁問題で処分を受けた岩倉や久我建通・千種有文・富小路敬直らの赦免が朝廷内で議論されると、朝彦親王から異論が出された。岩倉が薩摩藩士と密かに謀議していることを孝明天皇に告げ、赦免に反対したのである。天皇は、以後そのようなことがないように岩倉に申し伝えることを、千種有文の子息の有任に命じた。

本文中に「扱小子も甚以不謹慎風聞多端、深く苦心の条ども出来、且つは如何ヶ様存じ候ても力に及ばざる事のみ、旁以て向後世事凡て遺却只管謹慎の外これなき事に候」とあるのは、天皇からの命を奉じて、対外的な交流を謹しまざるを得なくなった状況を指している。『岩倉具視関係文書』にはない。

■慶応二年（一八六六）

・一月二十一日（「大石家文書」書簡④）

「旧年来一段謹慎事件二付」とは、（消息三）で確認した内容を指す。「彦印」とは小林彦次郎（水戸藩士、後の香川敬三）のことで、この頃、岩倉宅に逗留していた。

『岩倉具視関係文書』第三には、松尾が岩倉に宛てた慶応二年一月二十日の書簡が収録されている。ここには「法橋」の動向や周丸の元服のことなどが記されており、書簡④の内容と合致している。

・二月朔日（消息四）、『岩倉具視関係文書』第三、一三〇頁）

本文中に「長州事件も決義可開兵端哉之旨、一向取留候事分りかね候に付、彦可差出存候得とも」とある。慶応元年九月二十一日に幕府は朝廷から長州征討の勅許を得ていた。第二次長州征討が始まるのは慶応二年六月一日である。上記のように、岩倉は前年末から外部との交流を自粛せざるを得なくなったため、情報が入らなくなってしまう。小林彦次郎のみが岩倉の傍らにあって、情報収集に努めていた。

■慶応三年（一八六七）

・四月十日（消息一）、『岩倉具視関係文書』第三、三二七頁）

慶応三年三月二十九日に、岩倉と久我建通・千種有文・富小路敬直に追放を解除し入洛を許すという知らせが届いた。本文中に「臣にも今度寛大御沙汰を蒙り」とあるのは、この措置を指す。「感喜比するに物なし、爰に至り候義素り由来あり、独り足下随而九成士の知る所有る之他なし、頻年弁明せられしに非ずし而何ぞ」と、岩倉は自身の赦免を大変喜ぶとともに、松尾と藤井の尽力に深く感謝している。ただし、まだ洛中への居住は許されず、月に一度の帰宅が許されるのみだった。岩倉が洛中への帰宅を許されたのは慶応三年十一月八日のことである。

・九月一三日（「大石家文書」書簡③）

慶応二年から三年にかけて、朝廷・幕府双方でトップが交代するといふ大きな変化があった。幕府は慶応二年六月に第二次長州征討を開始したものの苦戦が続く中、七月に將軍徳川家茂が大坂城で亡くなり、十二月に徳川慶喜が將軍に任じられた。十二月二十五日には孝明天皇が天然痘で急逝し、慶応三年一月九日に明治天皇が即位する。十四歳の天皇のもとで朝廷は政治的な機能を十分に發揮できず、慶喜の政治力に圧倒されていた。こうした事態に危機感を抱いたのが薩摩藩と土佐藩である。慶喜に將軍職を辞職させて新しい政府を樹立するため、兵力を動員して慶喜に圧力をかけることで両藩は六月に合意した。しかし、土佐藩の山内容堂が出兵に反対したため、両藩の合意は解消された。書簡③の本文中の最後の項目には、こうした政治情勢に対する岩倉の率直な感想が記されている。「隅州」とは島津久光を指す。久光は身体の状態が思わしくないこともあり、慶応三年九月に薩摩に帰っている。

■慶応二年もしくは三年六月一日（「大石家文書」書簡①）

「城多」は城多董（近江水口の商家出身の志士）のこと。松尾から岩倉との面会を勧められ、慶応元年十一月に岩倉と会っている。そのため、①の年代は慶応二年ないし三年と考えられるが、本文中の情報からはそのいずれかの特定が難しいため、末尾に配置した。

全十六通の内、十一通が慶応元年に集中しており、残りは慶応二年が二通、慶応三年が二通、慶応二年ないし三年のものが一通となっている。岩倉具視のこの時期の日記には、松尾但馬からの書簡の到来について記した箇所がいくつもある。現在確認できる松尾宛の岩倉書簡は、その大半が慶応元年のものであるが、慶応二年や三年についても頻繁に書簡のやりとりがなされていたと見られる。

おわりに

本稿では、京都市歴史資料館に新たに寄贈された岩倉具視関係書簡七通の全文を翻刻した。これらの書簡は慶応年間に岩倉具視から松尾但馬に出された書簡で、新出の資料である。さらに慶応年間の松尾宛の岩倉書簡について、新出分に加え既出分も合わせて編年順に再構成してみた。

慶応年間の岩倉は洛中への居住を許されず、洛北岩倉村に蟄居中で政治に直接関与することができない状況にあった。そうした岩倉にとつて松尾との関係は、政治情勢を正確に把握するためにも、また人的な交流関係を拡大していくためにも、欠かすことのできないものであった。今回紹介した書簡からも、そのことは十分にうかがえるだろう。今後は、慶応三年の王政復古のクーデタへと展開していく幕末の政治状況の中で、刻々と変化する政治局面と関連付けながら、これらの書簡を読み解いていく作業が必要となる。

ところで、京都市歴史資料館が所蔵する松尾宛の書簡は写しである可能性があると述べた。写しを作成する機会としては、岩倉具視の伝記である『岩倉公実記』や日本史籍協会叢書『岩倉具視関係文書』の編さんなどが考えられる。さらに羽倉敬尚氏が紹介した、松室家所蔵の岩倉書簡のすべてを、『岩倉具視関係文書』が網羅していない点についても疑問の余地がある。岩倉具視関係の資料については、慶応年間の松尾宛の岩倉書簡という非常に限定された対象を取り上げてみても、写しの作成や

伝来、『岩倉公実記』と『岩倉具視関係文書』の関係について、検討すべき課題が残されている。

現在、岩倉具視関係の資料をまとまって所蔵・管理するのは、国立国会図書館憲政資料室、国立公文書館内閣文庫、海の見える杜美術館（広島県）、そして京都市歴史資料館である。二〇一二年に財団法人岩倉公旧蹟保存会が解散し、国の重要文化財一〇一八点、京都市指定有形文化財一〇九点を含む、すべての所蔵資料が京都市に寄贈され、京都市歴史資料館が管理することになった。このうち、海の見える杜美術館を除く三機関が所蔵・管理する文書についてはマイクロフィルムによる複製が作成され、国立国会図書館や主要な大学図書館などで閲覧することができ。また海の見える杜美術館の所蔵文書は、『岩倉具視関係史料』として二〇一二年に翻刻・刊行されている。このように、近年、岩倉具視研究のための環境整備が進んでおり、幕末から維新を生きた公家出身の有力政治家として、今後の再評価が期待される。

なお、京都市歴史資料館に引き継がれた岩倉公旧蹟保存会旧蔵資料は、『岩倉公実記』の編さんの際に収集され、『岩倉具視関係文書』の出版となった資料群である。資料の写しの作成や伝来、『岩倉公実記』と『岩倉具視関係文書』との関係といった検討課題への解答を見出すためにも、歴史資料館において調査を進めていく必要があるだろう。

【参考文献】

- 羽倉敬尚「幽居中の岩倉具視」『國學院雜誌』第六十五卷第十二号、一九六四年
- 大久保利謙『岩倉具視 増補版』（中公新書、一九九〇年）
- 佐々木克『幕末維新の個性 5 岩倉具視』（吉川弘文館、二〇〇六年）
- 岩倉具忠『岩倉具視——「国家」と「家族」——米欧巡回中の「メモ帳」とその後の家族の歴史』（財団法人国際高等研究所、二〇〇六年）
- 多田好問編『岩倉公実記』上・中・下巻（岩倉公旧蹟保存会、一九二七年）
- 大塚武松編『岩倉具視関係文書』第三（日本史籍協会、一九三〇年）
- 佐々木克・藤井讓治・三澤純・谷川穰編『岩倉具視関係史料』上・下巻（思文閣、二〇一二年）

〈展示紹介〉

「京都市歴史資料館ミニ展示 新島八重と京都」

秋元せき

今年のNHK大河ドラマ「八重の桜」のヒロイン・新島八重（八重子）は、「幕末のジャンヌ・ダルク」「ハンサムウーマン」として、近年脚光を浴びるようになった。これまで、京都時代の八重については、山本覚馬の妹、新島襄の妻としての側面から言及されることが多く、八重の人物像については未解明な点が少なくない。

本稿では、京都市歴史資料館で開催中のミニ展示「新島八重と京都」（会期 二〇一三年七月二七日～一〇月一六日）で公開している、新出の新島襄・新島八重関係資料について紹介したい。

今回の展示資料は、次の六点である。（1）

- 1 新島八重肖像写真（同志社大学所蔵）明治初期
- 2 共有山林定約書（個人蔵）一八七九年一月五日
- 3 ゼンクス宛新島八重書簡（同志社大学同志社社史資料センター所蔵）年未詳五月五日
- 4 新島襄先生臨終図（久保田米僊筆）（同志社大学同志社社史資料センター所蔵）明治期
- 5 浜岡光哲宛新島八重書簡（個人蔵）一八九〇年二月一日
- 6 聚老会集合写真（個人蔵）一九二四年九月一五日

資料2は、丹波国桑田郡大野村（現在の京都市右京区京北大野）の山林を購入し、新島襄と浜岡光哲の共同所有とする内容の契約書である。全文は次の通りである。

〔表紙〕

「明治拾貳年第一月五日

共有山林定約書

新島襄

濱岡光哲（印）

共有山林定約書

一 京都府下丹波国桑田郡大野村ニ在ル字桂谷鍋黒山地老ヶ所、今般金九百参拾円ヲ以テ買得シ兩人ノ共有物トス

一 該山林ニ関スル地租其外諸雑費ハ兩人折半ヲ以テ出スヘシ

一 伐木下刈等ハ尤モ共議上タルヘシ

一 地券并ニ附属書類ハ年番ヲ以テ預ルヘシ

渡受ノ日ハ毎年一月五日ト定メ、其当番即預リ番ノ者此帳簿ニ調印シ地券ト帳簿ト更換スヘシ

ト帳簿ト更換スヘシ

右条件堅可相守者也

明治十二年
第一月五日

上京第廿二区松蔭町

新島襄（印）

上京第廿老区春帯町

濱岡光哲（印）

一 金二拾円
買得之砌口入方江謝礼金トシテ遣ス

地券老枚并附属書類老通
右定約之通明治十二年一月五日ヲ相預リ申候也

新島襄（印）

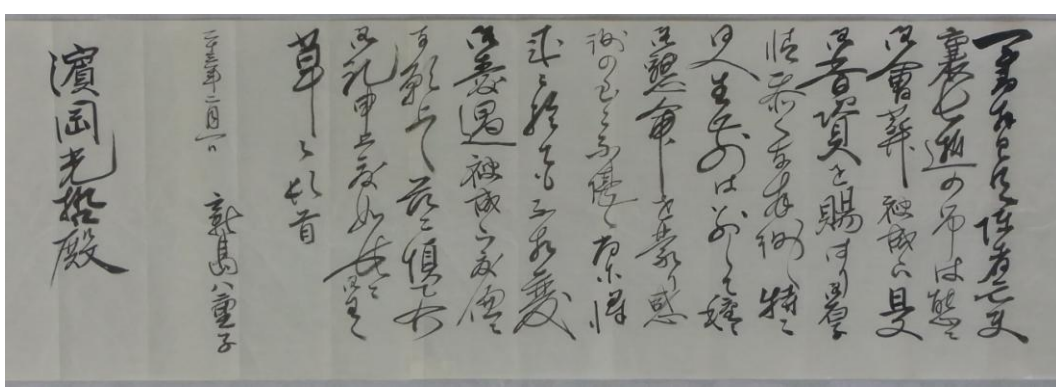
- 一 金拾銭貳厘 十一年山税
- 一 金参銭九厘 十二年山分山税
- 一 金参銭九厘 十三年山分山税
- 一 金五銭参厘 改正費
- 一 金老銭四厘 地方税
- 一 金拾参銭九厘 種店費
〔抹消カ〕
但老斤目ニ付「九」拾九銭
- 一 金三拾銭 地券根帳、印取夫代

浜岡光哲（一八五三～一九三六）は、明治七年（二二歳の時）に八重の兄・山本覚馬の門を叩き、覚馬から教えを受けた門人の代表格の一人で、後に京都商工会議所会長や衆議院議員を歴任し、「京都市の三元老」の一人と称された。また、浜岡は一八九二年（明治二五）一二月三〇日に行われた山本覚馬の葬儀で、門人を代表して「山本覚馬翁略伝」を朗読したことで知られる人物である。

同志社の創設者である新島襄と浜岡が共同して山林に投資していたことについては、一八八二年（明治一五）二月二五日に浜岡から新島襄に宛に出された書簡⁽²⁾が残っている。この時、浜岡は、共有の山林を「老

千五百円」で購入したいという人がいるので売却してもよいかを新島襄に照会している。新出の資料2の定約書から、購入時には金九百三十円（現在の約二千八百万円から三千七百万円相当）であったことがわかり、利殖としてはうまくいったのではないかと思われる。

資料3は、明治前期に新島八重の名をもって作成された数少ない書簡の一つである。⁽³⁾宛名の「ゼンクス



資料5 浜岡光哲宛新島八重書簡(1890年2月1日) 個人蔵

様」は、神戸で日本ミツシジョンの幹事をつとめていたD・C・ジェンクス、書簡中の「ボストンノハルデー君」は、新島襄が幕末に渡米した際の援助者として知られる、ワイルド・ロウヴァー号の船主アルフィード・ス・ハーディー(一八一五〜一八八七)であろう。ハーディーは、一八八四年(明治一七)四月からの新島襄の第二回外遊でも、渡米中の襄を手助けした。

本書簡から、新島八重の署名をもつて、D・C・ジェンクスを介し、米国ボストンのハーディー宛に、金一五三円四九銭(現在の約四五〇万から六〇〇万円相当)分の陶磁器などの送付が依頼されていたことがうかがえる。

資料5は、新島襄の葬儀後の一八九〇年二月一日に、「新島八重子」の署名をもって、浜岡光哲宛に送られた会葬礼状で、全文は以下の通りである。

一書拝呈仕候、陳者亡夫襄長逝の節は態々御会葬被成下、且又御香資を賜は

り御厚情忝く奉拝謝候、特ニ同人生前は別して種々御懇命を蒙り感謝の至ニ不堪候、尚亦将来ニ於ても不相変御愛遇被成下度、偏ニ奉願上候、茲ニ慎て右御礼申上度如此ニ御座候、草々頓首

新島八重子

〔明治〕二十三年二月一日
濱岡光哲殿

新島襄は、一八九〇年一月二三日、神奈川県大磯の地で急性腹膜炎症により他界した(この時、襄は享年四七歳、八重は四四歳)。一月二七日の葬儀では、新島邸(寺町通丸太町上る)から出棺し、寺町通から今出川通を進み、同志社礼拝堂前の仮設式場で盛大な告別式が営まれ、再び出棺して若王子墓地へ埋葬された。葬儀には、北垣国道京都府知事、中井弘滋賀県知事、片岡健吉(板垣退助の代理)、京都府官吏、府会議員・市会議員、教会牧師・信者、同志社学校生徒らが会葬し、その数はおよそ五千人余に及んだと報じられた(『日出新聞』一八九〇年一月二八日付)。

この書簡の内容は一般的な会葬礼状といえるが、新島と浜岡との関係についていえば、同志社の設立運動や資金調達の面などでも、浜岡の役割は少なくなかった。浜岡は、新島襄が生前に新島邸の土地購入を府知事から妨害された際に、代わりに浜岡の名義で土地を購入し、新島襄の窮地を救ったという。後年、新島襄は浜岡について、「同氏は京師の産なれ共、平常の京師人ニ非で頗る義二重、且金ありと雖切ニ天下を愛する真男子也」と記している。⁽⁴⁾

資料6は、一九二四年(大正一三)九月一日に、京都岡崎の中井三郎兵衛の別荘で開催された「聚老会」の記念写真である。本写真には新島八重が満七八歳のころの姿がみられる。中井家の別荘・居然亭は近代の名庭と呼ばれ、茶会や謡曲会などが営まれた。聚老会には、七〇歳以上の関係者が招かれ、当主の中井三郎兵衛のほか、実業家の浜岡光哲、中村栄助、大沢善助、西行庵再興の祖といわれる宮田小文、七宝工芸家の並河靖之(帝室技芸員)らが会したことがうかがえる。

以上、ミニ展示で公開中の資料についての概要を述べさせていた。今回の展示を準備する中であらためて感じたのは、新島襄に関する研究の蓄積に比べて、八重を含め、その周辺の人物に関しては未



資料6 聚老会集合写真(1924年9月15日) 個人蔵

前列左から二人目が新島八重、二列目の左から五人目が浜岡光哲。
このほか、前列右端に七宝工芸家の並河靖之(帝室技芸員)、その隣に実業家の大沢善助、後列右端に中村栄助、後列右から四人目に中井三郎兵衛の姿がみられる。

解明な点が多いことである。浜岡光哲をはじめとする京都政財界の人脈と、新島との関係については機会を改めて検討したい。

注

(1) このうち、資料1・3・4は同志社大学・同志社社史資料センターからご提供いただいた写真のパネル展示である。

(2) 新島襄全集編集委員会編『新島襄全集』9(上)(同朋舎出版、一九九四年)一一一～一二二頁。

(3) 同志社大学ホームページ「新島遺品庫資料の公開」参照。

(<http://joseph.doshisha.ac.jp/ihinko/html/n01/n01010/N0101001G.html>)

(4) 「某宛書簡稿」一八八八年(森中章光編『新島先生書簡集 続編』同志社・同志社校友会、一九六〇年、一六六～一六七頁)。

編さんだより

◇原稿執筆の準備がますます佳境に入っています。前号に続きまして、市政史編さん委員会の主な活動を報告いたします。

二〇一三年五月八日 第三回年表編研究会

五月二二日 第四七回市政史拡大事務局会議

五月二九日 第五九回市政史編さん委員会、第一四回市政史編集・顧問会議(於新島会館)

六月八日 財政編研究会(二〇一三年度第三回)

八月一日 第四回年表編研究会

歴史資料館だより

◇現在、京都市歴史資料館では、特別展「重要文化財『岩倉具視関係資料』特別公開 岩倉具視の幕末維新」が開催されています(会期は、前期・二〇一三年七月二七日～九月四日、後期・九月七日～一〇月一六日)。

本展示では、岩倉具視の遺品類や伝記編纂資料などが公開されています。◇この間の事務局の異動をご報告させていただきます。

京わらべ

二〇一三年五月、市政史編さん助手の川口朋子氏が退職し、六月一日付で新たに寺嶋一根氏が着任しました。

◇今号は、京都市歴史資料館の松中博氏より、「大石家文書」に含まれる新出の岩倉具視関係書簡についての論稿をご寄稿いただきました。

また、新出の新島八重・新島襄関係資料についての紹介を秋元せきが執筆しました。「浜岡光哲宛新島八重書簡」は、京都市歴史資料館で開催中の「ミニ展示 新島八重

と京都」で公開しています。

ミニ展示は、歴史資料館展示室で一〇月一六日まで開催しています。ぜひ、お立ち寄りください。(秋)

発行日 二〇一三年八月三〇日
発行 京都市市政史編さん委員会
所在地 京都市上京区寺町通丸太町上る
松蔭町一三八一
京都市歴史資料館内
電話 〇七五(二四一)四三二二